

厚生労働省発能 0328 第4号
平成 29 年 3 月 28 日

労働政策審議会
会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



別紙「雇用保険法第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準を定める件の一部を改正する告示案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準を定める件の一部を改正する告示案要綱（案）

第一 情報通信技術に関する資格であつて中長期的なキャリア形成に資するものうち、特に高度な専門的知識及び技術に関するものとして職業能力開発局長が定める基準に該当するものの取得を訓練の目標とする課程の要件を定めること。（本則関係）

第二 施行期日等

一 この告示は、平成二十九年十月一日から適用すること。（附則第一項関係）

二 この告示の適用に関し、必要な経過措置を定めること。（附則第二項関係）

三 再指定の支給実績要件について、当分の間、職業能力開発局長が定めるところにより、前回指定期間に当該教育訓練修了者がいることをもってこれに代えることができることとする。（附則第三項関係）

雇用保険法第60条の2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準の一部を改正する告示案の概要

専門実践教育訓練指定基準告示の改正案の概要

①特に高度なIT資格の取得を目指す講座の拡充を目指した要件の見直し

情報通信技術に関する資格であって中長期的なキャリア形成に資するもののうち、特に高度な専門的知識及び技術に関するものとして職業能力開発局長が定める基準に該当するものの取得を訓練の目標とする課程については、当該教育訓練の期間及び時間が職業能力開発局長が定める要件を満たすものであれば、専門実践教育訓練の指定対象とする。

※職業能力開発局長が定める基準・要件

「ITスキル標準（ITSS）」において「プロフェッショナルとしてスキルの専門分野が確立し、自らのスキルを活用することによって、独力で業務上の課題の発見と解決をリードするレベル」することができることとされている「レベル4相当以上の資格の取得を訓練の目標とする課程」についてはレベル3相当の能力を習得している者が受講者となっている実態にあり、また、高度IT分野は、専門実践教育訓練給付の支給要件緩和措置（現行10年⇒3年）を活用し、短時間・高密度の講座を比較的短いインターバルで段階的に受講することがキャリアアップ上有効と考えられる分野であることから、現行基準上「訓練時間が120時間以上かつ期間が2年以内」としているところ、「訓練時間が30時間以上かつ期間が2年以内」であることが必要とする。

（ITSSレベル4相当以上の資格の例：情報処理安全確保支援士、プロジェクトマネージャ）

②講座の再指定に係る要件の見直し

現行の指定基準では、再指定において「当該教育訓練の前回指定期間に教育訓練給付金の支給実績があること」を要件としているが、制度開始から年数が浅く浸透の途上であること、「働き方改革」の一環として給付率・上限額の引き上げと対象講座の拡充を行い、制度活用の拡大を目指す中、受講選択肢を広く確保することが働く方のキャリアアップの支援につながることから、当分の間、職業能力開発局長が定める基準を満たすものであれば、支給実績がない場合であっても前回指定期間内に当該教育訓練の修了者がいることをもって、再指定を可とする。

※職業能力開発局長が定める基準

新規指定時と同様に、「就職・在職率：80%以上」、「資格試験合格率：全国平均以上」等の課程類型ごと要件を満たすことを最新の実績に基づき再確認するとともに、受給者がいないことの要因分析及びこれを踏まえた今後の講座運営の改善方針の提出を求めた上で、再指定を可とする。

上記に加え、職業能力開発局長定めにより、以下の改正を実施

○教育訓練機関が十分に存在しない地方部の者や、育児・介護等のために自宅を離れにくい者等を対象に、通学の不要なeラーニングの講座により、多様で質の高い教育訓練の機会を提供する必要があることから、IT技術を用いた適切な方法により受講者の本人確認を行うことを要件として、通学を伴わないeラーニングの講座も指定対象とする（一般教育訓練も同様）。

通学を伴わないeラーニングの講座の指定に当たっては、標準学習期間の設定、受講者の受講状況の確認、学習到達度の把握（LMS（Learning Management System）等による、学習進捗状況のきめ細かな管理、学習のつまずき・停滞の検知、フォローアップなど）が必要な旨も規定。

（参考）指定に係るスケジュール

○平成29年4月中下旬から5月中下旬まで指定希望の申請受付を行い、7月末に平成29年10月指定講座を決定（通知・公表）。

ITSSのレベル階層と各レベルに対応する主な資格の例

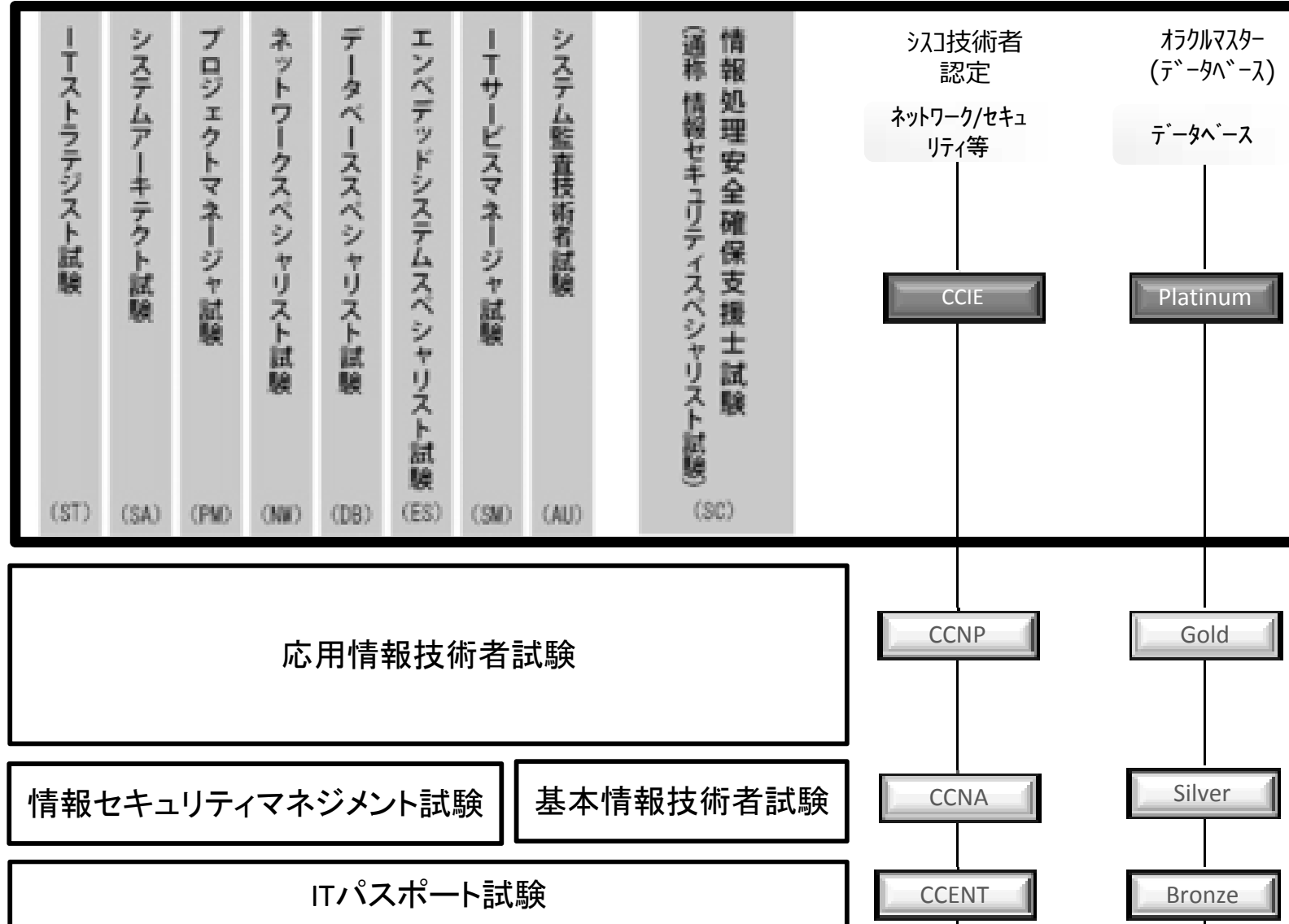
- ITSSのレベル階層と各レベルに対応する資格の例は以下のとおり。このうち、赤枠で示したITSSレベル4以上の資格の取得を目標とする課程について、今回の告示改正によって、指定基準が緩和されることとなる。

【ITSSのレベル階層】

国家資格

民間資格(例)

L4	プロフェッショナルとしてスキルの専門分野が確立し、自らのスキルを活用することによって、独力で業務上の課題の発見と解決をリードするレベル。社内において、プロフェッショナルとして求められる経験の知識化とその応用(後進育成)に貢献しており、ハイレベルのプレーヤとして認められる。【特に高度＝試験で評価可能な最高レベル】
L3	要求された作業を全て独力で遂行する。スキルの専門分野確立を目指し、プロフェッショナルとなるために必要な応用的知識・技能を有する。【高度】
L2	上位者の指揮の下に、要求された作業を担当する。
L1	情報技術に携わる者に最低限必要な基礎知識を有する。



* ITスキル標準V3 2011 1部概要編(独立行政法人情報処理推進機構、経済産業省)等を参照し整理したもの

専門実践教育訓練の対象とする教育訓練の 指定基準全体での今回の告示改正の位置づけ

教育訓練等の基準

1. 訓練内容の基準 ①資格等レベル、②講座レベルの2段階で指定の可否を判断。

(1) 業務独占資格又は名称独占資格に係る、いわゆる養成施設の課程 (※1)(期間は、原則1年以上3年以内でかつ取得に必要な最短期間)

(講座レベル) 受験率、合格率及び就職・在職率の実績からみて当該訓練に十分な効果があると認められるもの

(2) 専門学校職業実践専門課程 (※2)(期間は、2年)

(講座レベル) 就職・在職率の実績からみて当該訓練に十分な効果があると認められるもの

(3) 専門職大学院 (期間は、2年以内(資格取得につながるものにあつては、3年以内で取得に必要な最短期間))

(講座レベル) 就職・在職率、大学等の認証評価、定員充足率等の実績からみて当該訓練に十分な効果があると認められるもの

(4) 職業実践力育成プログラム (※3)(期間は、正規課程は1年以上2年以内、特別の課程は時間が120時間以上かつ期間が2年以内)

(講座レベル) 就職・在職率(大学院における正規課程にあつては、就職・在職率の実績、定員充足率の実績)からみて当該訓練に十分な効果があると認められるもの

(5) 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程 (※4)(時間が120時間以上かつ期間が2年以内)

(講座レベル) 受験率、合格率及び就職・在職率の実績からみて当該教育訓練に十分な効果があると認められるもの

※1 養成施設の課程とは

国又は地方公共団体の指定等を受けて実施される課程で、訓練修了で公的資格取得、公的資格試験の受験資格の取得又は公的資格試験の一部免除が可能となる課程

※2 職業実践専門課程とは

専修学校の専門課程のうち、企業等との密接な連携により、最新の実務の知識等を身につけられるよう教育課程を編成したものととして文部科学大臣が認定(平成26年度～)

※3 職業実践力育成プログラムとは

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の正規課程及び履修証明プログラムのうち、社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを文部科学大臣が認定(平成28年度～)

※4 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格とは

ITスキル標準において、要求された作業を全て独力で遂行することができることとされているレベル3相当以上の資格

「レベル4相当以上の資格の取得を訓練の目標とする課程」については「訓練時間が30時間以上かつ期間が2年以内」に指定基準を緩和。